

「募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針」の一部変更新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、需要申告時に当社とお取引のないお客様につきましては、事前に証券総合取引申込書を、本人確認書類とともにお預りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。</p> <p>(1) 新規公開株の場合            新規公開株の配分につきましては、以下の2区分にて配分を行います。            A. 一定抽選による配分            新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平にするため、原則として一定割合について同一条件下での抽選（以下「一定抽選」といいます。）により配分先を決定いたします。            一定抽選は、次の要領で行います。            ①～④ （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>B. 一定抽選以外の抽選による配分            上記A.の一定抽選による配分以外については、お客様のニーズを的確に勘案し、需要申告の状況を考慮した上で、抽選配分することとしております。            なお、当社はおお客様のニーズを的確に勘案した上で、以下の基準に合致するお客様による申込みを中心に抽選配分することとしております。            ①～③ （現行どおり）</p> <p>(2) 新規公開株以外の場合            株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案し、需要申告の状況を考慮した上で、上記（1）B.の基準に合致されるお客様の申込みによる抽選配分することとしています。</p> <p>4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分と</p>	<p>3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、需要申告時に当社とお取引のないお客様につきましては、事前に証券総合取引申込書を、本人確認書類とともにお預りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。</p> <p>(1) 新規公開株の場合            新規公開株の配分につきましては、以下の2区分にて配分を行います。            A. 一定抽選による配分            新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平にするため、原則として一定割合について同一条件下での抽選（以下「一定抽選」といいます。）により配分先を決定いたします。            一定抽選は、次の要領で行います。            ①～④ （省 略）</p> <p><u>⑤ 次に掲げるような場合には、一定抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。</u>  <u>イ ブックビルディングの需要が積みあがらない場合</u>  <u>ロ 一定抽選を行う数量が5単位に満たない場合</u></p> <p>B. 一定抽選以外の抽選による配分            上記A.の一定抽選による配分以外については、お客様のニーズを的確に勘案し、需要申告の状況を考慮した上で、抽選配分することとしております。            なお、当社はおお客様のニーズを的確に勘案した上で、以下の基準に合致するお客様による申込みを中心に抽選配分することとしております。            ①～③ （省 略）</p> <p>(2) 新規公開株以外の場合            株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案し、需要申告の状況を考慮した上で、上記（1）B.の基準に合致されるお客様の申込みによる抽選配分することとしています。</p> <p>4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分と</p>

ならないよう、原則として全量抽選の方法により、配分を行うこととしております。

5. 上記 3. 及び 4. にかかわらず次に掲げる場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ 需要申告が積みあがらない場合

ロ 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合

ハ その他合理的理由がある場合

6. ～8. (条項繰下げ)

9. 個別の事案において、3.～7. までにお示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、8. に併せてお知らせいたします。

10. ～12. (条項繰下げ)

この改定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

ならないよう、原則として全量抽選の方法により、配分を行うこととしております。

(新 設)

5. ～7. (省 略)

8. 個別の事案において、3.～6. までにお示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。

9. ～11. (省 略)